

2020年1月15日号

こころをつなぐ情報誌

向

広報
No.344

うきは



横綱 白鵬関の土俵入り

昨年12月5日、うきはアリーナで「冬巡業 大相撲うきは場所」が開催されました。普段は間近で見ることのない力士の取組や土俵入り等が行われました。

(今月号の目次)

- P2-冬巡業大相撲うきは場所、前夜祭 P3-会計年度任用職員募集
- P4,5-市県民税申告、社会保険料控除証明書の送付 P6-税金の納め忘れはありませんか
- P7-償却資産の申告、20歳になったら国民年金 P8,9-民生委員・児童委員の改選
- PI0-プログラミング教室、山林の管理に関するアンケート PI1-まちの話題
- PI2~14-くらしの情報 PI5-有料広告 PI6-裏表紙(スポーツ講演会)

冬巡業 大相撲うきは場所

うきはアリーナで、うきは市としては初めて（旧吉井町から37年ぶり）となる、冬巡業「大相撲うきは場所」が令和元年12月5日に開催されました。

会場には約1,500人のお客様を詰め寄り、横綱をはじめ約130名の力士による取組や稽古、巡業ならではの催し物等が行われました。また、前日の4日には前夜祭として、るり色ふるさと館で宮城野親方と炎鵬関による講演会が行われました。



▲ 櫓太鼓打分



▲ 幕内の土俵入り



▲ 巡業を締めくくる弓取式（将豊竜関）



▲ 横綱鶴竜と横綱白鵬による取組



▲ 炎鵬関による髪結実演



▲ うきは場所の前日に行われた前夜祭（講演会）

タレントの上杉あずささん（写真左）による進行で、宮城野親方（写真中央）や炎鵬関（写真右）に少年時代の話や横綱白鵬関について、将来の目標など、さまざまなお話をご講演いただきました。

令和2年4月1日採用

うきは市会計年度任用職員を募集します



担当部署・連絡先	試験区分
農林振興課 林政係、農政係 TEL75-4975	(林政係) 集落支援員 (農政係) 農業振興推進員
人権・同和对策室 人権・同和对策係 TEL75-4984	社会教育集会所指導員
保健課 食育・健康対策係 TEL75-4960 地域包括支援係 TEL75-4105	(食育・健康対策係) 保健師、助産師、看護師、管理栄養士、事務補助員 (地域包括支援係) 主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師・看護師、理学療法士・作業療法士、管理栄養士
福祉事務所 保護係 TEL75-4962	生活保護面接相談員
学校教育課 教育総務係 TEL75-4950	用務員(小・中学校)、栄養士、学校事務補佐、図書司書補、学校支援員、特別支援学級支援員、不登校等対応支援員、給食調理員、代替給食調理員、適応指導教室指導員、通級指導教室補助員、教育センター事務員
生涯学習課 スポーツ文化振興係、文化財保護係 TEL75-3343	(スポーツ文化振興係) 文化ホール従事者 (文化財保護係) 文化財収蔵庫整理作業員、資料館管理者
うきはブランド推進課 ブランド戦略係 TEL76-9029 地域振興係 TEL76-9059 商工振興係 TEL76-9095	(ブランド戦略係) 観光ブランド推進員 (地域振興係) 集落支援員 (商工振興係) 無料職業紹介所運営員
男女共同参画推進室 男女共同参画推進係 TEL75-4980	男女共同参画センター所長・指導員・相談員

◇募集受付期間

令和2年1月31日(金)まで

◇任用期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日(※)

※能力に応じて、再度の任用をすることができます。(上限あり)

業務内容・勤務条件・試験の詳細については、うきは市ホームページをご覧ください。

令和2年度（令和元年中の所得分） 市県民税申告のお知らせ



申告書の郵送について

令和元年度の課税状況などを参考に、申告が必要と思われる人に「令和2年度市県民税申告書兼国民健康保険税申告書（以下：市県民税申告書）」を郵送します。

※令和元年度の課税状況などを参考にしているため、ご自宅に市県民税申告書の郵送がない人でも申告が必要な場合があります。下記事項を参考に該当する人は申告を行ってください。

市県民税の申告が必要な人

令和2年1月1日現在、うきは市に住所を有する人で、次に該当する人

1. 営業・農業・不動産・配当・雑・一時・譲渡などの収入がある人で、所得税の確定申告が不要な人
2. 給与所得者（パート・アルバイト等の収入を含む）で
 - 勤務先から給与支払報告書が市に提出されていない人
 - 給与以外の所得が20万円以下の人（給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要となります。）
 - 2か以上の事業所から給与を受けている人
 - 年の途中で就職、退職した人で年末調整をしていない人
3. 令和元年中に収入がなく、同居の家族の扶養親族になっていない人（「所得がない」という内容で申告していただく必要があります。）
4. 遺族年金や障害年金、失業保険などの非課税収入のみの人

※ただし、下記に該当する人は申告を行う必要がありません。

1. 所得税の確定申告を行う人
2. 令和元年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されている人
3. 令和元年中の所得が公的年金等のみで、医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄付金控除等の控除がない人

市県民税の申告は忘れずに

申告をしていないと、児童手当や児童扶養手当、保育園などの入園申請などに必要な所得（非課税）証明書等の発行ができません。また、国民健康保険税等の正しい算定が行えず、軽減措置が受けられません。

申告に必要なもの

1. 令和2年度市県民税申告書
2. 印鑑
3. 所得の計算に必要な書類
 - (1) 給与・年金所得者・・・源泉徴収票、給与明細書又は事業主の支払証明書
 - (2) 給与・年金所得者以外・・・営業、農業、不動産所得の人は収支内訳書
4. 所得控除を受けられる場合は、それらの支払証明書、領収書等

提出期限
令和2年3月16日（月）

申告書の提出先

うきは市役所 税務課住民税係
〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地

浮羽市民課（うきは市民センター2階）
〒839-1497 うきは市浮羽町朝田582番地1

税の申告が始まります



☆所得税確定申告

2月17日（月）～3月13日（金）

午前9時～午後3時（土日を除く）※受付は午前8時30分より

会場：るり色ふるさと館（うきは市吉井町983番地1）

1階 ホール

注意事項

- ①青色申告・消費税については、本会場での受付はできません。
- ②申告の内容によっては、本会場で受付できないことがあります。
（例：山林・譲渡・配当・住宅借入金特別控除 など）

*久留米税務署では3月16日（月）まで所得税の確定申告受付を行います。

★久留米税務署では現在、所得税の還付を受ける申告を受付中です。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、
スマートフォンでも所得税の確定申告書の提出ができます。



☆市県民税申告

2月17日（月）～3月13日（金）

午前9時～午後3時（土日を除く）※受付は午前8時30分より

会場：るり色ふるさと館（うきは市吉井町983番地1）

1階 ホール

※3月16日（月）は市役所1階 税務課4番窓口前101会議室で市県民税申告のみ受け付けいたします。

●問い合わせ 税務課 住民税係 Tel75-4977

社会保険料控除証明書の送付のお知らせ

納付証明書は確定申告・市県民税申告の際に社会保険料控除（1名のみ控除適用可）として申告することができます。

●国民健康保険税納付証明書

平成31年（令和元年）に納付された国民健康保険税の納付証明書を納税義務者宛てに、1月中旬に郵送しています。

●問い合わせ 税務課 住民税係 Tel75-4977



●後期高齢者医療保険料の納付証明書

平成31年（令和元年）中の後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月下旬に郵送します。

◆郵送する人

保険料を納付書または、口座振替で納付した人（普通徴収）※年金天引きのみの人は、平成31年（令和元年）分公的年金等の源泉徴収票に記載されていますので、郵送しません。

●問い合わせ 市民生活課 国保・年金係
Tel75-4973

税金の納め忘れはありませんか？



市民の皆さんが納めた税金は、市民の安全を守る警察・消防や、道路・河川の整備、ゴミの収集や処理といった市民に役立つ公的サービス、年金・医療・福祉・教育など社会での助け合いのための活動に使われています。

つまり税金は、みんなで社会を支えるための「会費」といえます。税金を期限内に納めることは、「うきは市」を維持し、発展させていくために欠かせないことなのです。

滞納があると、本来、市民のために使われるべき貴重な市税が、滞納を徴収するための費用に充てられることとなります。市税は市民全体の大切な財産です。

これからも安心安全に生活していくため、税金の大切さを今一度考え、期限内の納付をお願いします。

◆納期限内に納め忘れたら・・・

納期限から20日以内に督促状を発送します。督促状が届いたら直ちに納付してください。

納期限を過ぎてから納付された場合は、行き違いで督促状が発送される場合もあります。

◆昼間仕事が忙しくて・・・

土日や深夜でも大丈夫。コンビニで納付できます。ただし、コンビニ支払期限が過ぎた納付書や金額が30万円以上のものはコンビニ支払いができませんのでご注意ください。

◆督促状が届いても放置していると・・・

地方税法では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差押えなければならない」とされています。催告書などが届いたら直ちに納付しましょう。

◆納期限内に納付できない事情がある場合は・・・

災害、病気、事業の著しい損失や事業の廃止などの事情で一時に納税することが困難となった場合には納税猶予制度に該当する場合もあります。お早めにご相談ください。

◆督促状、催告書を発送しても納付がない場合は・・・

地方税法第298条等による財産調査を開始します。財産の発見、差押えの必要がある場合は差押えを行います。

財産調査は金融機関、勤務先、官公庁、取引先など多岐にわたります。また差押えを行った場合、その財産の利害関係人（給与なら勤務先、預貯金なら金融機関、不動産なら抵当権者など）にも差押えに係る通知が送付されます。

◆早めの納税相談を・・・

督促状や催告書を放置しても問題解決にはなりません。徴収対策室ではさまざまな問題を抱えている方に対して、生活再建も視野に入れた「生活再建型滞納整理」を行っています。

ファイナンシャルプランナーの資格を持った職員が、本人からの聞き取りにより収支状況を確認し、払えるようになるためにどんな方法があるのかいっしょに考えます。

お早めにご相談ください。

◆気をつけていても納付を忘れそう・・・

そんな方には口座振替が便利です。

「ちゃんと納めるつもりなのに、ついうっかり・・・」「日中は忙しくて銀行、郵便局に行く暇がない・・・」という方には口座振替がお勧めです。ぜひご利用ください。

口座振替申込書は市内の金融機関窓口または市役所にあります。

※手続き完了までに1カ月程度かかります。

ストップ 滞納



納税相談窓口 徴収対策室

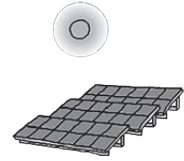
Tel 75-4977

納税相談時間 祝日以外の月曜日から金曜日
午前9時から午後5時

償却資産（固定資産税）の 申告をお忘れなく



商店・工場・農業・不動産業などを営んでいる人、太陽光パネルを設置している人は、償却資産の申告が必要となります。償却資産とは、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品などの資産のことです。令和2年1月1日時点で償却資産を所有している人は、1月31日（金）までに税務課へ申告書を提出してください。



<太陽光パネルを設置している人>

区分	出力10Kw以上	出力10Kw未満
個人で住宅用に設置	事業用資産となり、申告が必要です。	住宅用設備となり、申告対象外です。
個人で事業用に設置	事業用資産となり、申告が必要です。	
法人で設置		

※家屋の屋根材として設置された建材型ソーラーパネルは、申告対象外です。

家屋の新築・増築・取り壊しを した人は届け出を！



家屋（倉庫・車庫含む）の固定資産税は、毎年1月1日時点に建っている建物に対して課税されます。税務課では巡回等を行っていますが、正確を期すため、所有者からの申し出を随時受け付けています。以下に当てはまる人は、ご連絡ください。

- 建物を新築・増築した人（後日、担当者が評価に伺いますので、ご協力お願いします。）
- 建物の取り壊しをした人 未登記建物の名義変更をした人
- 所有者が死亡後、納税義務者の変更をしていない人

●問合せ 税務課資産税係 TEL75-4977

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



20歳になったときの国民年金の手続き

20歳の誕生日の前月に日本年金機構から届出用紙が送られてきます。必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて郵送いただくか、市役所に提出してください。市役所では、誕生日前日から受け付けています。

※厚生年金・共済組合に加入している人、厚生年金・共済組合に加入している配偶者の扶養になっている人は、手続きの必要はありません。

国民年金のポイント

- ① 老後を支えます（老齢年金）
- ② 病気や事故で障害の状態になったときに支えます（障害年金）
- ③ 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます（遺族年金）

「学生納付特例制度」

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学する人です。

「納付猶予制度」

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。（学生以外）

※保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

●問合せ 市民生活課 国保・年金係 TEL75-4973

民生委員・児童委員が改選されました



民生委員・児童委員は3年ごとに一斉改選が行われ、昨年12月1日付で、うきは市で67名の方が厚生労働大臣の委嘱を受けました。民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民の相談を受け、福祉サービスを紹介したり、行政や関係機関へつなぐなど、地域福祉活動を行っています。

今回退任された皆さま、長い間、ありがとうございました。また、新しく担当される皆さま、よろしくをお願いいたします。

●問合せ 福祉事務所 福祉係 Tel.75-4961

浮羽地区の民生委員・児童委員（35名）

氏名	担当区域
國武 トキエ	藤波、持木、尼ヶ瀬
谷口 朝子	檜ヶ平、元有
樋口 美恵子	内ヶ原、栗木野
三善 富夫	鹿狩、本村、分田、葛籠、探野、尾谷
平川 義子	田籠（馬場・日森園・美住・中村・注連原）
堤 順一	小塩一（牧の草）、小塩三（大持・楮原）、小塩四（前迫・笹の隈）
永井 ケイ子	小塩中通り、小塩一（宮・女子尾）
高浪 正子	小塩三（中崎）、小塩四（白土）
河北 和彦	吉広、下組、上組
吉川 博道	中園、国本
河津 哲男	大野原、北原
國武 弘	袋野、保木、畑中、荒瀬
石井 誠市	川籠石、三春原、東長瀬
草野 安記	西長瀬、原口、古賀
熊野 恵子	東の一、東の二、東の三
伊福 敏子	東の四、東の五、東の六
江藤 武夫	西の一、西の二、西の三
橋本 和子	川端、祇園町、下の丁、温泉
舎川 由美子	西の五、古川村、えびね荘
石井 貴美子	西の四、系丸、中鶴
山下 美子	今川通
熊谷 剛	東町、中町
綾部 富士夫	松本、吉江、川原町
足達 京子	隈の上、本町、朝田原
佐藤 公德	宮本、千足一丁目、千足二丁目、佐藤住宅、平川住宅
石井 康敬	千足三丁目、大崎
西村 一夫	西町、千足新町
矢野 浩子	千足四丁目、中川原、旭町
宮崎 邦良	一の瀬、一の瀬新町
後藤 隆年	小坂、上流川、下流川、綿打住宅
古賀 恒徳	東浮羽、御幸通
江藤 忠司	千足五丁目
樋口 吉明	浮羽
川原 唯男	浮羽町全域(主任児童委員)
高松 恭子	浮羽町全域(主任児童委員)

吉井地区の民生委員・児童委員（32名）

氏名	担当区域
重富 洋子	長野、福久、折敷町
平田 恵一	上宮田、宮田、シルバーハイツ
山崎 政信	日の岡、若宮
坂田 佳子	上吉井、マウンテンヒル
大鶴 信男	大村、末永、三角
高橋 和子	東小江、西小江、角間、老人ホーム
家永 克城	包末、能楽、溝口
澤田 和弘	東橘田、西橘田
畑 伸明	1区、2区、3区
河原 敏美	4区、5区
矢野 賢一郎	6区、9区、東川前
大熊 和也	7区、8区
中島 政人	12区、13区、14区
打山 征一郎	10区、11区、15区、16区
川原 ゆり子	17区、21区、筑後吉井こころホスピタル、
石井 有紀	18区、ビレッジハウス
行徳 八重子	19区、20区
岩瀬 和枝	東屋部、西屋部、北福益
小山 富徳	東延寿寺、西延寿寺
小柳 すずえ	安富、東屋形
宮崎 洋子	西屋形、竹重
平川 義正	東福益
重岡 節子	千代久、冠、八竜
中島 健一	西福益、蓮町
木下 孝子	三牟田、金本、末石、水月吉井
金子 陽子	稲崎、新治団地
江藤 義明	太田、中島、富光小向
淵上 正博	高田、夏梅沖鶴、今竹、庄園
中川 由利子	岩光、清宗、島、上菅、警察官舎
國武 雅子	今泉、上古賀、下菅
安元 ひろみ	吉井町全域（主任児童委員）
杉 孝信	吉井町全域（主任児童委員）

任期：令和元年12月～令和4年11月

新しい民生委員・児童委員の皆さん（写真上：浮羽町、写真下：吉井町）



退任された民生委員・児童委員の皆さん（写真上：浮羽町、写真下：吉井町）



新しい働き方講座 プログラミング教室を開講します



Web・IT業界で活躍するためのスキルが無料で習得できる講座です。さまざまな事情でフルタイム・パート等、決まった時間での勤務ができずに悩んでいる人、新しい働き方を勉強してみませんか。プログラミングの基礎から仕事の受注までの流れを学べる「プログラミング講座」を開講します。

◇日程

2月4日(火)、6日(木)、13日(木)、18日(火)、20日(木)、25日(火)、27日(木)
3月3日(火)、5日(木)、10日(火) ※各日程、9:00から15:00まで

◇定員

10名 ※託児あり(お申し込み時にご連絡ください。)

◇会場

うきは市民センター別館 U-BiC 2階

◇講師

クロコデザイン(株) 代表 津隈 真美 氏

◇申込方法

うきはブランド推進課商工振興係 (ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp) 宛に

①氏名、②住所、③電話番号、④持参できるノートパソコンの有無をご連絡ください。

※講座時の貸出用パソコンはありますが、応募者多数の場合ご自身のノートパソコンをご持参頂ける方を優先させていただきます。ご了承ください。



令和元年度 第2回

子どもプログラミング体験イベント

参加費 無料

プログラミング学習ソフト「Scratch」を使って、初心者のお子さまでも気軽に楽しく挑戦できる作品制作を行います。

◇日時

2月16日(日) 10:00~12:00(受付9:45から)

◇会場

うきは市民センター別館 U-BiC 2階(図書館東側の建物)

◇対象

小学校3~6年生とその保護者 先着5組10名(子どもだけの参加も可)

◇申込み

1月20日(月)から受付を開始します。受講を希望される方は、うきはブランド推進課商工振興係 (mail: ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp Tel76-9095) まで、お問い合わせください。



◇企画・運営：ITeens Lab ◇協力：うきは市内のIT事業者有志の皆さん

山林所有者の皆さまへ

山林の管理に関するアンケート調査実施について



森林経営管理法に基づき、昨年4月に森林経営管理制度が創設されました。山林所有者に適切な山林の管理を義務づけるとともに、所有者が自ら管理することが難しく、管理が必要な山林については自治体を介して森林管理を実施する新たな制度です。

制度の運用に先立ち、一定期間施業のなされていない市内山林の所有者を対象に、今後の山林管理に関する意向を把握するためのアンケートを実施させていただきます。

調査の対象となる山林が多いことから、複数年に渡り調査を実施する予定です。今年度は50名程度を予定しています。1月中旬(予定)からアンケートを随時発送しますので、回答のご協力をよろしくお願いいたします。

●問合せ 農林振興課 林政係 Tel75-4975





～2大会出場決定～ 頑張るぞ～

九州予選で優勝を勝ち取り、1月に開催される第3回WKOジャパンアスリートカップ（大阪）、第5回全日本少年少女空手道選手権大会（兵庫）に出場を決めた田中優瀬（ゆら）さん（千年小5年）が市長を訪問し出場を報告しました。
（写真左：空手道場誠武塾 佐々木師範）



令和元年度 税の作文表彰～おめでとうございます～

将来を担う中学生・高校生に税についての理解を深めていただくため、国税庁等が昭和37年度から毎年実施している税についての作文に久留米税務署管内で高校生1,261編、中学生1,370編の応募があり、浮羽究真館高等学校1年生中野留亜（るあ）さん（写真左）が「税金でできること」で、浮羽中学校3年生 中嶋小鳳（ことり）さん（写真右）が「町や命を救う税金」で、うきは市長賞を受賞されました。

「通学合宿」～子どもたちの“生きる力”を育む～

小学生が親元を離れ、コミュニティセンター等に宿泊し、団体生活のなかで日常生活の基本を自分で行いながら学校に通う「通学合宿」が、地域の皆さんの協力のもと、市内6地区で開催されました。



吉井地区 10月23日～26日 19名参加



福富地区 10月9日～12日 26名参加



江南地区 10月16日～19日 13名参加



千年地区 7月10日～13日 25名参加



東高見地区 11月20日～24日 13名参加



山春地区 10月9日～12日 21名参加

高校生版まちづくりカフェ開催しました



高校生がうきは市について話し合う「まちづくりカフェ」を12月6日、県立究真館高校で開催しました。約20名の生徒が、うきは市を全国の人々に知ってもらう方法について話し合い、SNSを使った情報発信やフルーツを使った観光客誘致などのアイデアが発表されました。市では活用を検討し、まちづくりに活かしていきます。

「人権の花」ひまわりを協力して栽培することにより周囲を思いやる心、相手の立場を考える心、命を大切に育てる「人権の花運動」を、今年は山春小学校と、吉井小学校の3年生に取り組んでいただきました

ひまわりの花、大きく咲いてね



ひまわりの種を風船に付けて飛ばす
吉井小学校の児童たち

くらしの情報



保 健

◆断酒会 2月の開催日

◆お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

◆浮羽断酒友の会 19時～

◆4日・18日(火) うきは市民センター
●問合せ 中野淳一さん
☎090-3605-6724

◆浮羽断酒会(2月例会) 20時～

◆3日・17日(月) 総合福祉センター
◆10日(月) 筑後吉井こころホスピタル
◆24日(月) 朝倉市総合市民センター
●問合せ 田中義嗣さん
☎0943-72-2890



相 談

◆福岡県認知症介護相談窓口

福岡県では、認知症の人やその家族が抱える認知症に関する介護の悩みごとに対して、電話または面談による無料相談窓口を開設しています。相談内容の秘密は守られます。(電話の場合、通常の通話料金がかかります。)

◆相談日時=水・土 11時～16時
※面談の場合は予約が必要です。
◆場所=クローバープラザ
●問合せ 092-574-0190

◆福岡県若年性認知症サポートセンター

福岡県では、若年性認知症の人やその家族を対象に、医療・福祉・就労などに関して、電話または面談(要予約)による無料相談を実施しています。秘密厳守。

◆相談日時=火～土 10時～16時
◆場所=クローバープラザ
●問合せ 092-574-0196

◆無料調停相談会

◆令和2年2月15日(土)
10時～15時
(受付:10時～14時30分)
◆久留米市役所 3階 305会議室

◆相談事項

民事問題

土地・建物・金銭貸借・農地・交通事故・・・その他

家事問題

離婚・親子・遺産相続等

◆相談担当者

民事調停委員、家事調停委員、調停委員を兼ねた弁護士
◆主催者 久留米調停協会/共催 久留米市
●問合せ 0942-38-8300
(平日 9時～14時)

◆司法書士によるセミナー 無料相談会

◆令和2年2月11日(火・祝)
11時～15時30分
◆エルガーラホール 7階中ホール(福岡市中央区天神1-4-2)
◆KMMビル 4階会議室(北九州市小倉北区浅野2-14-1)
◆セミナー 11時～12時30分
「司法書士による相続・遺言教室」

※参加無料、予約不要

◆無料相談会

12時30分～15時30分

※予約優先

◆予約期間 1月27日～2月10日
(平日 10時～16時)

●予約・問合せ 福岡県司法書士会
☎092-722-4131



お 知 ら せ

◆お仕事をお探しの方、無料職業紹介所に求職登録しませんか?

無料職業紹介所では、うきは市民の皆さんの求職登録を随時受け付けております。登録後は求人情報の提供や紹介も行います。尚、ハローワーク求人情報の閲覧及び失業認定者の方の求職活動の証明も受け付けております。

◆平日のみ 8時30分～17時15分

◆うきは市民センター別館U-BiC(市立図書館横)

●問合せ ☎76-9095

ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp



◆福岡県立高等学校入学選抜定時制課程特例措置のお知らせ

満20歳以上で希望される人に対し、学力検査を行わず、作文にて入学選抜を行う特例措置を実施しています(一部学校を除く)。これから勉強を始めて、高校卒業資格を得たいと考えている人の入学をお待ちしています。

◆志願資格

高校入学資格がある満20歳
(令和2年4月1日現在)以上の人

◆願書配布場所・試験会場

志願先高校

◆願書受付期間

令和2年2月13日(木)~20日
(木)最終日は正午まで

◆試験日 令和2年3月10日(火)
・3月11日(水)

※作文に加えて、面接を行う学校
もあります。詳細は志願先高校に
確認してください。

●問合せ 福岡県教育庁高校教育課

☎092-643-3904

又は、志願先高校

◆福祉のしごと就職フェア
2020 in FUKUOKA

◆令和2年2月8日(土)11時~16時

◆クローバープラザ(春日市原町)

◆内容:就活応援セミナー・就職
面談会(170法人予定)・福祉関係
資格、求職相談

◆対象:社会福祉施設・事業所へ
の就職希望者(資格・経験不要)

◆託児:生後5カ月から就学前ま
での託児有り(要事前予約)

●問合せ 福岡県社会福祉協議会
人材・情報課

☎092-584-3310

◆福祉サービス苦情解決事業の
お知らせ

福祉施設・事業所や在宅等で提
供される福祉サービスに関する苦
情の解決を図る事業です。

対象者は、現在福祉サービスを
利用している人やその家族、契約
内容を把握されている人等です。

福祉サービス利用時の苦情につ
いて、事業所と話し合いで解決し
ない場合は、ご相談ください。相談
は無料です。

●問合せ 福岡県運営適正化委員会
事務局 ☎092-915-3511

◆介護のお仕事復帰セミナー

◆令和2年2月14日・21日・28日

※いずれも金曜日 13時~16時

◆久留米リサーチパーク 他

(久留米市百年公園1-1)

◆内容 介護技術の復習や施設見学など

◆対象 介護福祉士か介護関係研修課程
修了者で、介護分野に就業していない人

◆定員20名、参加費無料

●問合せ

福岡県社会福祉協議会人材・情報課

☎092-584-3310

http://www.fuku-shakyo.jp/jinzai/

◆久留米税務署からのお知らせ

○確定申告などに関するお問合せ

ご自宅で確定申告書を作成される際
のご不明な点や、申告に必要な書類
の確認などは、久留米税務署にお電
話でお問合せください。

自動音声によりご案内しております
ので、相談内容に応じて該当の番号
を選択してください。

☎0942-32-4461

※令和2年1月15日(水)から3
月16日(月)までの間は「確定申
告テレホンセンター」を開設してい
ますので、確定申告に関するお問
合せは【0】を選択してください

○マイナンバーの記載が”毎回”

必要です!!

税務署に提出する確定申告書等には、
毎回、申告者ご本人、控除対象配偶
者、扶養親族及び事業専従者のマイ
ナンバーの記載が義務付けられてい
ます。

また、納税者本人の本人確認書類
の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード+運転免許証又は
公的医療保険の被保険者証など

※e-Taxで提出すれば、本人確認書
類の提示又は写しの添付は不要

◆明るい選挙推進研修会 開催

選挙啓発の一環として標記研修会
を開催します。

「明るくきれいな選挙」「政治に対
する正しい理解」について考えてみ
ませんか?皆様のご参加をお待ち
しています。(入場無料)

◆令和2年2月13日(木)

19時30分開会、21時閉会予定

◆るり色ふるさと館 2階研修室

◆講演「激変つづく世界と日本~大切な
社会参加と主権者の自覚~」

講師:福岡マスコミOBネット

橋山 義博 氏

●問合せ

市明るい選挙推進協議会事務局

生涯学習課 社会教育係

☎75-3343



講習会・講座

◆市民のための憲法講座

◆令和2年1月26日(日)14時~
◆筑後弁護士会館(久留米市篠山
町11-5)

◆講演「檻の中のライオン」

◆内容 日本弁護士連合会憲法問題
対策本部委員である楳大樹氏を招
いて、「檻の中のライオン」と題
して、憲法についてわかりやすく
解説してもらう。

◆定員70名、当日13時30分より
受付、先着順

◆入場料無料

●問合せ

福岡県弁護士会筑後部会

☎0942-32-2638

◆令和2年度「緑の教室」受講者
募集

福岡県緑化センターでは、庭木の
育て方や庭作りの基礎知識などを
学べる「緑の教室」を開催します。

◆対象:県内に在住で、年間を通
じて出席できる人

◆日時:令和2年4月~12月(11
月除く)の原則第3または第4日曜
日(全8回)

①午前の部 9時30分~12時

②午後の部 13時30分~16時

◆福岡県緑化センター

(久留米市田主丸町益生田1125)

◆定員:①②とも各50人

(計100人、応募多数の場合抽選)

◆参加費無料

◆申込締切:3月20日(金)

当日消印有効

◆申込方法

①ハガキまたはファックス

②記載事項:郵便番号、住所、
氏名、電話番号、ファックス番号、
希望グループ(①(午前の部)
または②(午後の部))

◆宛先:〒839-1213 久留米市田
主丸町益生田1125 福岡県緑化
センター「緑の教室」係

FAX 72-1558

◆受講者の決定 4月8日(水)まで

●問合せ

福岡県緑化センター管理事務所

☎72-1193

(月曜休館(祝日休館))

※お詫びと訂正

広報うきは12月15日号4ページ「うきは市職員の給与等」下段の「6.期末手当・勤勉手当の状況」において、「6月期 計2.125」及び「12月期 計2.325」と記載していましたが、正しくは「6月期 計2.20」及び「12月期 計2.25」です。訂正してお詫びいたします。



安心やNET (ねー) うきは

◆ニセ電話詐欺の現状と防止対策を知って被害を防ごう！

○平成30年と比較すると、認知件数・被害額ともに減少しているものの、警察官や役所等を騙ったアポ電、事件は依然として発生。

○主に、現金を直接受け取る手口や、電子マネーを買わせる手口が増加。

○「あなたのキャッシュカードが悪用されている」などと言って自宅に赴き、キャッシュカードや通帳を偽物と入れ替えて盗む「すり替え型」の被害が頻発している。

☆少しでもお金の話が出たら電話を切り、すぐに家族や警察に相談。
☆絶対に他人にキャッシュカードや通帳を渡さない。

☆まっ太フォン（迷惑電話防止機能付き電話機）の導入を検討する。

～身近な犯罪・交通事故発生状況～
《うきは署管内11月中》

交通事故（物件・人身）116件、
車上・部品ねらい2件、侵入盗2件
自転車盗難1件 【うきは警察署】

文化財防火デー

文化財防火デーは昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことから、この日を文化財防火デーと定め、全国的に文化財防火運動を展開するものです。うきは市においても下記の内容で防災訓練を実施します。当日は緊急車両がサイレンを鳴らしますので、火災と間違えないようお願いいたします。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日時 令和2年1月26日（日）10時から1時間程度
場所 浮羽歴史民俗資料館
内容 避難誘導訓練、初期消火訓練、消火器の使い方など

●問合せ うきは市教育委員会 生涯学習課文化財保護係
☎75-3343

業務改善助成金のご案内

企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【相談窓口】

- ・最低賃金、賃金引上げのための業務改善に関するご相談
福岡県働き方改革推進支援センター ☎0800-888-1699
- ・支援事業に関するご相談（申請先）
福岡労働局雇用環境・均等部企画課 ☎092-411-4717

第2期うきは市子ども・子育て支援事業計画に

ご意見をお寄せください



市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、5か年を1期とする「うきは市子ども・子育て支援事業計画」を定め、教育・保育・地域の子育て支援事業を総合的に推進しています。このたび第2期計画策定に向けて素案を取りまとめましたので、計画の策定に当たり、皆さまのご意見を募集します。

◇計画（素案）の閲覧方法

募集期間中に、福祉事務所または市ホームページで見ることができます。

◇募集期間 2月6日（木）まで

◇提出方法

任意の様式に【①住所、②氏名、③年齢、④電話番号、⑤意見】を記入の上、福祉事務所子育て支援係へ持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出してください。

●問合せ 福祉事務所 子育て支援係（市役所西別館内）

☎75-4961 FAX 75-4963 e-mail: kosodate@city.ukiha.lg.jp

※提出書類は返却しません。個人情報については、市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。寄せられたご意見は計画策定の参考にさせていただきますが、個別に回答はいたしません。



こころをつなぐ
情報誌

「広報うきは」

に広告を
掲載して

PR

サービス・集客

しませんか



広報紙広告ならではのメリット

エリアを絞った
情報発信

地域での
知名度向上

自治体発行の
信頼度の高い
広報媒体

お問い合わせは



092-716-1401

株式会社ホープ

〒810-0022

福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7F

東京証券取引所マザーズ上場 福岡証券取引所Q-Board上場

財源確保

検索



世界の舞台で活躍した
経験を生かし伝える

元テニスプレイヤー 全豪オープンベスト8

沢松 奈生子 スポーツ講演会

「ウィンブルドンの風に誘われて ～世界への挑戦～」

2020年 **3月4日(水)** 開演 19:30~/開場 19:00

入場無料 (全席自由)

※入場整理券が必要です。

無料託児有り

[申込みは2月26日(水)まで]

申し込み・問い合わせ先 うきは市スポーツ事業実行委員会事務局 (うきは市教育委員会生涯学習課) TEL0943-75-3343

●主催 うきは市スポーツ事業実行委員会 ●共催 うきは市教育委員会

○入場整理券は事前の申し込みが必要です。詳しくはうきは市ホームページをご覧ください。(ホームページからダウンロード出来る申込用紙に申込方法等に関する説明を記載しています。)

○無料託児をご希望の際は上記の窓口にて2月26日(水)までに事前のお申し込みをお願いします。

○当日、ご入場の際は必ず入場整理券をお持ちください。

会場：うきは市文化会館 (白壁ホール) うきは市吉井町1001番地4
整理券配布：1月15日 (水) より教育委員会生涯学習課で行います。